

議案第10号

飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新
旧対照表

改正後	改正前
<u>(掲示等)</u> 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を <u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u> (電磁的記録等)	<u>(掲示)</u> 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を <u>掲示しなければならない。</u>
第53条 省略 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法	第53条 省略 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法

<p>であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの</u>を交付する方法</p>	<p>であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロム</u> <u>その他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法</p>
3～6 省略	3～6 省略

	二 電磁的記録媒体をもつて開設するファ イルに書面に記載すべき事項を記載した ものを交付する方法	二 磁気ディスク等をもつて開設するファ イルに書面に記載すべき事項を記載した ものを交付する方法
2 【略】	2 【同上】	備考 表中の「」の記載は注記である。

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第二十三条の改正規定及び第三条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

<p>れてる場合は、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下「この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。」の場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したもののみなす。</p> <p>一 [路]</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを作成する方法</p> <p>[3→6 路]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。 (子ども・子育て支援法施行規則の一部改正)</p> <p>第三条 子どもの子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>正す。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよろづに改める。</p>	<p>れてる場合は、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。」の場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したもののみなす。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 磁気ディスク、シール・ディスク・ロムその他のこれらに類する方法により一定の事項を確実に記録しておくることができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>[3→6 同上]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。 (子ども・子育て支援法施行規則の一部改正)</p> <p>第三条 子どもの子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>正す。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよろづに改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改</th> <th>正</th> <th>後</th> <th>前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <p>（法第七条第十項第四号の基準）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>うち、一日に保育する小学校就学前子どもが六人以上あるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものである」と。</p> <p>「イホ 路」</p> </td> <td colspan="2"> <p>（法第七条第十項第四号の基準）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>うち、一日に保育する小学校就学前子どもが六人以上あるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものである」と。</p> <p>「イホ 路」</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改	正	後	前	<p>（法第七条第十項第四号の基準）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>うち、一日に保育する小学校就学前子どもが六人以上あるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものである」と。</p> <p>「イホ 路」</p>		<p>（法第七条第十項第四号の基準）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>うち、一日に保育する小学校就学前子どもが六人以上あるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものである」と。</p> <p>「イホ 路」</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>改</th> <th>正</th> <th>後</th> <th>前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <p>（法第七条第十項第四号の基準）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>うち、一日に保育する小学校就学前子どもが六人以上あるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものである」と。</p> <p>「イホ 路」</p> </td> <td colspan="2"> <p>（法第七条第十項第四号の基準）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>うち、一日に保育する小学校就学前子どもが六人以上あるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものである」と。</p> <p>「イホ 路」</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改	正	後	前	<p>（法第七条第十項第四号の基準）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>うち、一日に保育する小学校就学前子どもが六人以上あるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものである」と。</p> <p>「イホ 路」</p>		<p>（法第七条第十項第四号の基準）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>うち、一日に保育する小学校就学前子どもが六人以上あるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものである」と。</p> <p>「イホ 路」</p>	
改	正	後	前														
<p>（法第七条第十項第四号の基準）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>うち、一日に保育する小学校就学前子どもが六人以上あるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものである」と。</p> <p>「イホ 路」</p>		<p>（法第七条第十項第四号の基準）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>うち、一日に保育する小学校就学前子どもが六人以上あるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものである」と。</p> <p>「イホ 路」</p>															
改	正	後	前														
<p>（法第七条第十項第四号の基準）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>うち、一日に保育する小学校就学前子どもが六人以上あるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものである」と。</p> <p>「イホ 路」</p>		<p>（法第七条第十項第四号の基準）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>うち、一日に保育する小学校就学前子どもが六人以上あるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものである」と。</p> <p>「イホ 路」</p>															

へ 機器管理及び安全確保

【1→4 路】

【1→4 同上】

四 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用してようとする者の見やすいところに掲示されている」と。

五 公衆によって直接受信される

とを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをひし、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供されてくる」と。

六 情報回線に接続して行う自動公衆送

信(公衆により直接受信される)

とを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをひし、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供されてくる」と。

へ 機器管理及び安全確保

【1→4 路】

【1→4 同上】

四 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用してようとする者の見やすいところに掲示されている」と。

五 公衆によって直接受信される

とを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをひし、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供されてくる」と。

六 情報回線に接続して行う自動公衆送

信(公衆により直接受信される)

とを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをひし、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供されてくる」と。

1 電子署名及び認証業務に関する法律
(平成十二年法律第二百二号) 第二条第一項に規定する電子署名をいふ。

2 この細分を加える。」

一 電子署名

1 電子署名及び認証業務に関する法律
(平成十二年法律第二百二号) 第二条第一項に規定する電子署名をいふ。

2 この細分を加える。」



(抜粋)

○内閣府令第八十六号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに母体保護法を実施するため、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（母体保護法施行規則の一部改正）

第一条 母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものと掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

（電磁的記録媒体による手続）

第二十九条 第九条に規定する別記様式第八号による申請書並びに第二十七条第一項に規定する別記様式第十二号及び別記様式第十三号による報告書（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、これらの申請書等の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式）磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は報告者の氏名及び住所並びに申請又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

第二十九条 第九条に規定する別記様式第八号による申請書並びに第二十七条第一項に規定する別記様式第十二号及び別記様式第十三号による報告書（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、これらの申請書等の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は報告者の氏名及び住所並びに申請又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

【条を削る】

（フレキシブルディスクの構造）

第三十条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）六六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

【条を削る】

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第三十一条 第二十九条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トランクフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産

業規格X六二二五号に規定する方式

二 ポリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第三十二条 第二十九条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

【一・二 路】

備考 表中の「」の記載は注記である。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正）

第一条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

【一・二 同上】

（掲示）

第三十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこと）を行い、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（電磁的記録等）

第六十二条 【路】

2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成さ

（電磁的記録媒体による手続）

第二十九条 第九条に規定する別記様式第八号による申請書並びに第二十七条第一項に規定する別記様式第十二号及び別記様式第十三号による報告書（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、これらの申請書等の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式）磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第三十条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）六六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（電磁的記録等）

第六十二条 【同上】

2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成さ